

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県告示第百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による若桜町が行う土地改良事業に係る浅井地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | |
|--|
| ◇告 示 字の区域の変更（市町村振興課）
被爆者一般疾病医療機関の指定（健康対策課）
被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退（商政課）
特定計量器の定期検査の実施（農村整備課）
土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
県営土地改良事業計画の決定（〃）
土地改良法による換地処分（〃）
県営土地改良事業の工事の完了（〃）
保安林の指定予定（森林保全課）
保安林の指定の解除予定（五件）（〃）
基本測量の実施（管理課）
土地収用法による事業の認定（〃）
県道の区域の変更（道路課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課） |
|--|

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成九年六月十八日現在の地番による。）
大字浅井字六斗代	大字浅井字六斗代のうち二二五の四、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二五の一、二三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字浅井字壹本森	大字浅井字六斗代二二五の四、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二五の一、二三六の二と一体をなす国有地の一部
大字浅井字隈田	大字浅井字三石ナシ二七二の二の一部
	大字浅井字隈田のうち一四二の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
	大字浅井字深田二五四の一部及びこれと一体をなす国有地

		大字浅井字湯ノ口二七〇の一部、二七一の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字浅井字深田		大字浅井字深田のうち二五四の一部、二五五の一、二五五の三、二五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五五、二六四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字浅井字湯ノ口		大字浅井字隈田二五四の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字浅井字深田二五四の一、二五五の一、二五五の三、二五七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五五、二六四の一と一体をなす国有地の一部
大字浅井字三石ナシ		大字浅井字湯ノ口のうち二七〇の一部、二七一の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字浅井字六斗代二三九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字浅井字三石ナシのうち二七二の一の一部以外の区域
		大字浅井字湯ノ口二七〇の一部、二七一の一二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第百六十一号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新田外科胃腸科病院	米子市中島三九二一七	平成九年十二月一日
浪花整形外科	東伯郡東伯町大字徳万五三九一六	平成九年九月一日

鳥取県告示第百六十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療法人社団 浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一二	平成九年十月一日
中村医院	米子市上後藤三丁目一一六	〃
きむら小児科	米子市皆生二七二六一一	〃
尾崎歯科クリニック	鳥取市末広温泉町六〇一	〃
山根歯科医院	鳥取市東町三丁目二五八一	平成九年十月十六日
芹田歯科	境港市明治町六七	平成九年十一月四日
かどわき歯科クリニック	倉吉市上井三六四一五	平成九年十一月十七日
都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一五二四一	平成十年一月七日
玉木歯科医院	鳥取市若葉台南六丁目二三一三〇	平成十年一月十九日
加藤調剤薬局ふくば店	倉吉市福庭町一丁目一一	平成九年九月一日
有限会社むらかみ薬局	米子市上福原五丁目五一四〇	平成九年十一月四日
境港老人訪問看護ステーション幸朋苑	境港市誠道町二〇八三	平成九年十月一日
訪問看護ステーションふじい	倉吉市東昭和町一五八	平成九年十一月一日

名 称	所 在 地	辞退年月日	
浜村診療所	氣高郡氣高町大字勝見六六〇—二	平成九年九月三十日	
実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美町	平成十年四月十四日	午前十時三十分から 午前十一時三十分まで	岩美郡岩美町大字岩井六一四 岩美町老人福祉センター
岩美郡	平成十年四月十四日まで	年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所
岩美町	平成十年四月十四日から平成十一 岩美郡及び東伯郡	平成十年四月十四日から平成十一 岩美郡及び東伯郡	鳥取県知事 西 尾 邑 次
一　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。			
平成十年三月十三日			
二　一の特定計量器以外の特定計量器			

東伯郡	平成十年五月 二十六日	倉吉市山根五三九一 鳥取県立倉吉体育文化会館
〃	平成十年六月 一日から同月三十日まで	午前九時から午後四時 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県計量検定所

鳥取県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成十年三月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業河原地区区画整理、農業用用排水、農道整備、ため池整備及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る浅井地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大宮地区農道整備 県営ほ場整備事業溝口地区（第一工区）区画整理	平成四年十二月二十四日 平成四年十一月一日

県営は場整備事業溝口地区（第二工区）区画整理	平成四年十二月十六日
県営は場整備事業溝口地区（第四工区）区画整理	平成六年三月二十八日
県営は場整備事業溝口地区（第五工区）区画整理	平成四年十二月一日
県営は場整備事業溝口地区（第六工区）区画整理	平成七年三月二十三日
県営は場整備事業神戸上地区（第一工区）区画整理	平成七年三月二十九日
県営は場整備事業神戸上地区（第二工区）区画整理	
鳥取県告示第百六十八号	〃
次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十二年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。	
平成十年三月十三日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
保安林予定森林の所在場所	
西伯郡淀江町大字西原字壱瓶山一三四七の九、字新坂一〇五六の一九	
指定の目的	
土砂の崩壊の防備	
指定施業要件	
立木の伐採の方法	
(一) 主伐は、択伐による。	
(二) 主伐として伐採をることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のもととする。	
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
立木の伐採の限度	

次のとおりとする。

（「次のとおり」）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西尾邑次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

解説　ついに僕の伊安村の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小川ヨリ葵谷迄九四の三三八（次の図に示す部分に限る）

水源のかん養

三 角陽の理曰

林道用地とするため

〔次の圖〕は、各図の画面を馬鹿野原林刀産音森林伐之計方で河原町役場に備え置いて遊覧と共にする。

例を置いて紹介している

鳥取県告示第百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二年五月二十二日法律第二百四十九号）

二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西尾邑次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口マガ谷二二四三の一（次の図に示す部分に限る。）、字浅井ノ内スカマニ二五〇の六、一二五〇の八から一二五〇の二三まで、一二五〇の一四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の七（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井本谷一九四四の七（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町豊栄字陽山一三五七の二・一三五七の四七から一三五七の四九まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的

水源のかん養
解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量作業）

二 作業期間 平成十年四月二十日から平成十一年三月十六日まで

三 作業地域 鳥取市、米子市、境港市、西伯郡大山町、淀江町、名和町、岸本町、会見町、西伯町及び日吉津村並びに日野郡溝口町

鳥取県告示第百七十五号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一起業者の名称

青谷町

事業の種類

農業集落排水事業日置谷地区処理施設建設事業

起業地

1 収用の部分 気高郡青谷町大字奥崎字上牛ノ森地内
2 使用の部分 なし

4 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷六六七
青谷町役場

鳥取県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十年三月十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二三一〇）において一般の縦覧に供する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後別	区間
		敷地の幅員 (メートル)

変更前	区間
日野郡江府町大字吉原字越堂九 七六一ニ地先から同大字字原畠 一一四四一ニ地先まで	六・四 三八・二

変更前	区間
日野郡江府町大字吉原字越堂九 七六一ニ地先から同大字字原畠 一一四四一ニ地先まで	一五・二 三八・二

六五四・〇

岸本江府線

		変更後	
河原郡家線			
変更後		変更前	
八頭郡郡家町大字宮谷字竹ノ下 二六四一三地先から同町大字門 尾字沖向南分一九三地先まで	八頭郡郡家町大字宮谷字竹ノ下 二六四一三地先から同町大字門 尾字井手河原三七三地先まで	五・〇 一・五 二五・〇	七・〇 一八・六
八頭郡郡家町大字宮谷字竹ノ下 二六四一三地先から同町大字門 尾字井手河原三七四地先まで	八頭郡郡家町大字宮谷字竹ノ下 二六四一三地先から同町大字門 尾字井手河原三七三地先まで	四九四・五 一六〇・〇	一四四・〇
一一・二一 三一・〇	四五〇・〇	四九四・〇	

鳥取県告示第百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十一月七日 鳥取県指令米土維十第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市昭和町二五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

美保土建株式会社
取締役社長 野津 一成